

簡易評価型プロポーザル方式による業務委託の実施について（公告）
簡易評価型プロポーザル方式による業務委託を実施するので、次のとおり公告します。

令和7年4月23日

長岡市長 磯田達伸

1 実施方法

このプロポーザルは、寿ごみ処理施設整備に係る基本計画策定及びPFI事業可能性調査等業務委託について、参加希望者に提案書の提出を求め、その提案を別に定める評価要領により評価して、最も適した提案者と契約するものです。

2 委託概要

- (1) 委託番号 環事整 第 号
- (2) 委託名 寿ごみ処理施設整備に係る基本計画策定及びPFI事業可能性調査等業務委託
- (3) 委託期間 契約日から令和8年3月31日まで
- (4) 委託内容 寿ごみ処理施設整備に係る基本計画策定及びPFI事業可能性調査等業務委託仕様書のとおり

3 参加資格要件

このプロポーザルに参加しようとする者は、次の以下の要件に該当するものであること。

- (1) 持続可能社会推進コンサルタント協会に加盟しており、本市又は新潟県内に支社や支店を有していること。
- (2) 本業務に際して、現地打合せやオンライン会議を通して十分な協議を行える体制を整えていること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) その役員に次のア又はイのいずれかに該当する者がいないこと。
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (5) この公告の日から本業務委託契約締結の日まで、本市から入札参加資格に係る指名停止を受けていないこと。
- (6) この公告の日以降に、民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、再生及び更生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77条）第2条第2項に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うものではないこと。

- (8) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (9) 法人税、消費税及び地方消費税、県税並びに市税の滞納をしていないこと。
- (10) 過去10年間（平成26年4月1日から令和6年3月31日）に日までに地方公共団体（地方自治法（昭和22年法律第67号）に規定する一部事務組合を含む。）より、循環型社会形成推進交付金の交付対象事業の①から③のいずれかの施設又は二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金の交付対象事業の④の施設に係る施設基本計画策定に関する業務を元請として受注した実績があること。なお、当該受注業務は、交付対象外を含むものとする。
- ① エネルギー回収型廃棄物処理施設
 - ② エネルギー回収推進施設
 - ③ 高効率ごみ発電施設
 - ④ エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業
- (11) 管理技術者※として、十分な経験があり、技術士法第2条第1項に規定する技術士の資格（下記①又は②のいずれかに該当するものに限る。）を有する者を配置できる者であること。
- ①衛生工学部門 廃棄物・資源循環（旧科目である「廃棄物管理計画」「廃棄物処理」又は「廃棄物管理」を含む。）
 - ②総合技術監理部門 衛生工学・廃棄物・資源循環（旧科目である「廃棄物管理計画」「廃棄物処理」又は「廃棄物管理」を含む。）
- ※管理技術者とは、契約の履行に関し、業務の技術上の管理を行う者をいう。

4 参加表明書兼誓約書の提出について

このプロポーザルに参加を希望する者は、次のとおり書類を提出してください。

- (1) 提出書類 簡易評価型プロポーザル参加表明書兼誓約書（様式1）
- (2) 提出期限 令和7年4月30日（木）午後3時まで（必着）
- (3) 提出方法 持参又は郵送（配達確認ができるものに限り、提出期限必着のこと。）
- (4) 提出先 長岡市環境部環境事業課 施設整備担当
〒940-0015 長岡市寿3丁目6番1号
電話：0258-24-2838
- (5) その他 参加資格要件を確認するため、次の書類を提出してください。
 - ・誓約書（様式2）（必要な場合のみ、郵送又は持参にて提出）
 - ・会社概要及び類似事業実績（様式3）
 - ・担当技術者の氏名・経歴等（様式4）

5 質問書の受付及び回答について

4により参加表明書兼誓約書を提出した者は、次のとおり質問することができます。

- (1) 提出書類 簡易評価型プロポーザルに関する質問書（様式5）
- (2) 提出期限 令和7年5月8日（木）午後3時まで（必着）
- (3) 提出方法 電子メール：kankyosi@city.nagaoka.lg.jp

※送信後に電話で伝えること

- (4) 提出先 4に同じ
- (5) その他 提出された質問に対しては、令和7年5月15日（木）までに、参加表明書兼誓約書を提出した者全員に質問者名を伏した形式で電子メールにより回答します。

6 提案書の提出について

4により参加表明書兼誓約書を提出した者は、次のとおり提案書を提出してください。

- (1) 提出期限 令和7年5月23日（金）午前12時まで（必着）
- (2) 提出方法 持参又は郵送（配達確認ができるものに限ります。提出期限必着）
- (3) 提出部数 7部（正本1部、副本6部）
- (4) 提出先 4に同じ
- (5) その他 詳細は簡易評価型プロポーザル実施要領のとおりです。

7 提案書作成上の基本事項

実施要領、仕様書等を熟読の上、その内容を踏まえた提案書を作成すること。

本プロポーザルは「寿ごみ処理施設整備に係る基本計画及びPFI事業可能性調査等業務委託」における取り組む方法等について提案を求めるものであり、具体的な作業は、契約後に提案書に記載された内容を反映しつつ市と協議しながら行うものとする。

8 選考方法

本市職員と外部委員で組織する選考委員会において、別に定める簡易評価型プロポーザル提案書評価要領に基づき、このプロポーザル参加者の中から、企画提案書やプレゼンテーション及びヒアリングの内容により、総合的に選考し、最優秀者を決定します。

- (1) 提案書の記述が、要求要件を満たしていること。
- (2) 見積金額が、提案上限金額を超えていないこと。

9 選考結果通知

- (1) 選考結果は、参加者全員へ通知します。
- (2) 不採用の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して7日以内にその理由の説明を書面で求めることができます。

10 留意事項

- (1) このプロポーザルの参加に要する経費は、すべて参加者の負担とします。
- (2) 提出いただいた提案書は、返却しません。